

RI第2660地区 ロータリー学友会 定款

RI第2660地区ロータリー学友会(ロータリー学友会ネットワークの支部)の定款

1. 名称:本組織の名称はRI第2660地区ロータリー学友会 とする(以下「学友会」)。
2. 目的:本学友会の目的は、次の通りとする。
 - (a) ロータリー学友の間の絆を育み、維持していくこと
 - (b) 学友同士、また、学友とロータリアンとのネットワークを築くこと
 - (c) 奉仕プロジェクトに参加する機会を学友に提供すること
 - (d) ロータリークラブ(Eクラブを含む)やローターアクトクラブへの学友の入会を促進すること
3. 会員:以下のロータリープログラム(ただしこれらに限らない)の元参加者は、ロータリー学友ネットワークの一員となり、いかなる学友会においても会員となる資格を有する。
 - (a) 国際親善奨学生
 - (b) 研究グループ交換(GSE)
 - (c) ロータリーボランティア補助金、カール P. ミラー助成金、ポリオプラス補助金、
個人向け補助金/ボランティア奉仕活動補助金、大学教員のための補助金の受領者
 - (d) ロータリー平和フェロー
 - (e) グローバル補助金による奨学生
 - (f) グローバル補助金による職業研修チーム(VTT)
 - (g) 地区補助金の受領者
 - (h) ローターアクター
 - (i) インターアクター
 - (j) ロータリー青少年交換学生(ROTEX)
 - (k) ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLAセミナー)
 - (l) 米山奨学生

4. 役員:本学友会の会長、副会長、幹事、会計、ロータリアンアドバイザーが役員となる。役員は、年次総会において選出さる。
5. 会長と副会長:会長は、本学友会のすべての会合において議長を務める。会長が欠席の場合、副会長が議長を務める。両者が欠席の場合、その会合の議長は、出席している会員の中から選出される。
6. 幹事:幹事は、全会合の議事録を作成し、学友会への連絡に対応し、会合の通知を送付し、必要に応じて記録を維持する。幹事は、最新の会員名簿を維持し、海外へ派遣される、または海外から来訪する参加者、および帰国したプログラム参加者に関する情報を把握する。幹事は、理事会の指示に従って職務を遂行する。
7. 会計:会計は、全会員の納入記録の維持、寄付や支払いの受領および領収証の発行、本学友会によって発生した全経費の支払いを行う責任がある。会計が会合で不在の場合、支払いの受領や、経費の支払いを他の会員に委任することができる。
8. ロータリアンアドバイザー:ロータリアンアドバイザーは、本学友会と地元のロータリアンとをつなぐ役割を担う。関連情報を共有したり、クラブや本学友会の活動についての周知を行うことにより、両者間の連絡窓口となる。
9. 会費:会費は一切請求しない。
10. 募金活動:本学友会は、ロータリー第 2660地区における特定の奉仕プロジェクトを支援する目的、またはロータリー財団を支援する目的で、募金活動を行うことができる。
11. 会合:すべての会合の費用は、会員による負担、ならびに会員が招いたゲストの費用から賄う。会計は、ある特定の会合の費用に充てるために、本学友会が備えている資金の使用を許可する権限を持つ。会合のうち毎年一つは年次総会として指定し、全学友に対し開催を通知しなければならない。
12. 青少年:ロータリーは、すべての青少年にとって安全な環境を維持することに努めている。本学友会は、青少年参加者の全連絡先を慎重に確保し、ロータリーの青少年保護方針を順守する。
13. 改正:本定款は、年次総会にて改正できる。定款項目の撤廃、追記、改正を会員が提案する場合、その意向が年次総会開催の30日前までに幹事に伝わるよう、書面で表明しなければならない。すべての改正は、その会合に出席している会員の3分の2の承認を必要とする。定款の改正と役員選挙においては、書面による不在投票が認められる。

2017.2.24